

# 公益信託うつくしま基金 第10回助成金募集要項

## 助成対象者

ボランティア活動をはじめとする不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与する自主的な社会貢献事業及び独自、又は関係する機関と連携して取り組む地域づくり事業（以下「公益的事業」という）を行う団体、グループ及び個人です。

ただし、次に該当する者は除きます。

- (1) 特定非営利活動促進法第2条第2項の規定による特定非営利活動法人でない法人
- (2) 責任者、連絡先等が明確でない者
- (3) 助成資金の管理能力に欠けると認められる者
- (4) うつくしま基金の助成を受けた者で、提出期限を過ぎても実績報告書を提出していない者
- (5) 過去に受けたうつくしま基金の助成金返還該当者で、返還未了となっている者

## 助成対象事業

主として福島県内で福島県民によって主体的に行われる次に掲げる公益的事業が対象になります。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る事業
  - (2) 社会教育の推進を図る事業
  - (3) まちづくりの推進を図る事業
  - (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る事業
  - (5) 環境の保全を図る事業
  - (6) 災害救援事業
  - (7) 地域安全事業
  - (8) 人権の擁護又は平和の推進を図る事業
  - (9) 国際協力の事業
  - (10) 男女共同参画社会の形成の促進を図る事業
  - (11) 子どもの健全育成を図る事業
  - (12) 情報化社会の発展を図る事業
  - (13) 科学技術の振興を図る事業
  - (14) 起業環境の整備又は新たな産業の創造を支援する事業
  - (15) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する事業
  - (16) 消費者の保護を図る事業
  - (17) 前各号に掲げる事業を行う団体、グループ及び個人の事業に関する連絡、助言又は援助の事業
- なお、次に掲げる事業は助成の対象としません。
- (1) 営利を目的とする事業
  - (2) 特定の団体、グループ又は個人のみ利益に寄与する事業
  - (3) 地区住民の交流行事や親睦会などのイベント
  - (4) 政治又は宗教布教を目的とする事業及びそれらの活動との連動性や一体性を持つ事業
  - (5) 他から委託された事業
  - (6) 学術的な研究を主目的とする事業
  - (7) 当該事業に賛同して主体的に事業を行う共同参画者を2名以上得られない個人事業

## 助成金の対象経費

次のような経費が対象となります。

- (1) 外部講師謝金
    - ・外部から招へいた講師や、指導者、助言者（内部講師等は助成対象外）に支払う謝金
  - (2) 事業に主要な役割を果たすと認められる人件費（必要な期間のみ）
    - ・「事業に主要な役割を果たす」ための技術、ノウハウ、事務又は役務を提供する者へ支払う経費（組織で恒常的に発生している人件費は助成対象外）
  - (3) 事業に主要な役割を果たすと認められる物品購入費
    - ・「事業に主要な役割を果たす」ための道具や機材の購入費。なお、単価が20万円以上の物品を購入する場合は、申請時に原則として複数社の見積書（写し）を添付するとともに、申請者において当該物品を3年以上使用するものとする。
  - (4) 事業に主要な役割を果たすと認められる委託外注費
    - ・内部ではできない高度な作業や制作の委託外注費で、技術やノウハウが伴う開発や作業、印刷製本費など（施設整備に係る経費は助成対象外）。なお、20万円以上の委託外注費がある場合は、申請時に原則として複数社の見積書（写し）を添付するものとする。
  - (5) 事業を進める上で臨時に必要となる機材等の借上料
    - ・事業上臨時に必要となる機材のレンタル料など
  - (6) 事業を進める上で必要となる会場施設使用料
    - ・会議やワークショップ等の会場施設使用料
  - (7) 旅費交通費
    - ・事業に必要な交通費、遠地における宿泊費など
  - (8) 通信連絡費
    - ・事業に必要な郵送料、電話通話料など
  - (9) 事務諸経費
    - ・事業に必要な事務用品や消耗品、写真代、上記費目に該当しない必要経費
  - (10) その他
    - ・上記の各費目に該当しないその他の経費（助成対象外経費を除く）
- ※なお、原則、項目別の流用は認められません（単価の変動等項目毎に生じる20%以内の軽微な増減は除く）。

- また、以下については、助成金の対象経費となりません。
- (1) 売上収入を得るための商品仕入れ、原材料購入及び制作加工人件費
  - (2) 助成を希望する組織の従来から恒常的に発生している人件費や管理運営経費
  - (3) 従来から使用している物品の買い換えを目的とした物品購入費
  - (4) 助成希望者の飲食経費
  - (5) 施設整備費

## 助成申請コース・助成額・助成期間・助成の表示

- (1) 「スタートアップ支援コース」
  - ・これから公益的事業を始めようとする団体、グループ及び個人の事業（団体等の立ち上げ準備期から立ち上げ後概ね3年以内の事業）のスタートを支援する助成コース。
  - ・上限100万円（1万円単位、事業費の8/10の範囲内で助成）。
  - ・なお、このコースによる助成は、1助成対象者につき1回限りとなります。
- (2) 「100年後も… いきいき ふくしま うつくしま実践コース」
  - ・新「うつくしま、ふくしま。」県民運動「100年後も… いきいき ふくしま うつくしま」の趣旨に賛同し、その重点テーマ（安全で安心な地域づくり、子育てしやすい環境づくり、環境問題への対応）に沿って、またはそれらの基盤となる地域コミュニティの再生を目的に、新たにソフト事業を行うとする団体、グループ及び個人の事業に対して助成するコース。
  - ・上限30万円（1万円単位、事業費の10/10の範囲内で助成）。
- (3) 「発展事業支援コース」
  - ・公益的事業を展開しようとする団体、グループ及び個人の事業を支援するコース。
  - ・上限は100万円（1万円単位、事業費の8/10の範囲内で助成）。
  - ・ただし、助成金を活用して発展的な事業を行うのに必要な経験や知識、透明性の確保や公益性を重視した事業運営のノウハウ等を持つことを客観的に示す実績がある場合は、500万円を上限とします（1万円単位、事業費の8/10の範囲内で助成）。具体的には、過去に公益信託うつくしま基金又は他の助成制度から1回の助成金額が50万円以上の助成金の給付（委託料は除く）を受けて同分野の事業を行って、十分な成果を上げていることが条件となります（※）。
  - ・（※）実績を示す事業は平成23年3月までに完了している必要があります。
  - ・なお、このコースによる助成は、同様の事業につき原則として3回を限度とします。
- (4) 「自治体との協働コース」
  - ・地域住民による積極的な地域づくりへの参画を支援するため、地方自治体との協働プロジェクトにおける地域住民側の事業に必要な経費を助成するコース。
  - ・このコースによる助成の対象となる事業は、地域住民である助成対象者と地方自治体とがそれぞれの立場から双方とも主体的に取り組む協働事業とします。（協働する地方自治体が、事業費（自治体職員の人件費を除く）の2/10以上を負担するもの。また地方自治体の経費負担が、助成対象者への補助金や委託料の場合は、このコースにおける「協働」には該当しませんので、助成の対象になりません）

- ・上限は800万円（1万円単位、事業費の8/10の範囲内で助成）。
  - ・なお、このコースによる助成は、同様の事業につき原則として3回を限度とします。
- (5) 平成24年度助成額は、総額で7,500万円程度ですが、「100年後も… いきいき ふくしま うつくしま実践コース」は助成総額の2割程度となります。助成額は、審査結果によりこれを下回る場合があります。
  - (6) 助成金の対象となる事業は、平成24年4月から平成25年3月までに実施する事業を対象とします。
  - (7) 受給者は、事業実施に際して作成するチラシ、ポスター、プログラム、看板、単価が20万円以上の物品及び成果物等に、公益信託うつくしま基金が助成している旨を表示するものとします。

【表示例】「助成：平成24年度公益信託うつくしま基金」  
「平成24年度公益信託うつくしま基金助成事業」  
さらに、「100年後も… いきいき ふくしま うつくしま実践コース」の受給者は、事業実施に際して作成するチラシ、ポスター、プログラム、看板、単価が20万円以上の物品及び成果物等に、新「うつくしま、ふくしま。」県民運動の名称についても表示するよう努めるものとします。  
【表示例】「100年後も… いきいき ふくしま うつくしま」

## 応募期間・応募方法

- (1) 応募期間  
平成23年9月30日（金）～平成23年11月7日（月）（11月7日消印有効）  
※ 応募期間以外の申請は、助成対象外となります（審査対象外となります）。
- (2) 応募方法  
所定の申請書に必要事項を記入し、東邦銀行法人営業部公益信託うつくしま基金事務局に郵送してください（郵送受付のみとし東邦銀行の本・支店窓口受付は行いません）。  
なお、受領証は発行いたしませんので、簡易書留等のご利用をお勧めいたします。

【郵送先】 〒960-8633 福島市大町3-25 東邦銀行 法人営業部 公益信託うつくしま基金事務局
---

- ※提出された申請書類は返却いたしません。
- (3) 申請書類は、福島県内の東邦銀行本・支店などに置いてあります。また、書類の郵送をご希望の方は、東邦銀行法人営業部公益信託うつくしま基金事務局までご請求ください。

## 選考方法

- (1) スタートアップ支援コース・100年後も… いきいき ふくしま うつくしま実践コース  
書類審査により、助成先を選考します。なお、助成先決定後別途説明会にご参加頂きます。
- (2) 発展事業支援コース  
書類審査による予備審査のうえ、公開審査会により助成先を選考します。
- (3) 自治体との協働コース  
書類審査による予備審査のうえ、公開審査会により助成先を選考します。なお、選考後、協働する地方自治体で負担すべき予算が成立しなかった場合は、当該事業は成立しないものとします。
- (4) 公開審査会は、平成24年2月18日（土）に福島市の福島学院大学福島駅前キャンパスで行う予定です。
- (5) 公開審査の対象となった応募者には、公開審査会で助成事業の計画についてプレゼンテーションを行っていただきます。なお、「自治体との協働コース」については、協働する地方自治体と共同でプレゼンテーションを行っていただきます。

## 選考基準

- (1) 書類審査  
次の視点で審査します。
  - ① 事業の公益性
  - ② 事業の必要性
  - ③ 事業の実現可能性
  - ④ 事業の発展可能性（発展事業支援コース、自治体との協働コースのみ）
  - ⑤ 費用の妥当性
  - ⑥ 協働的的確性（自治体との協働コースのみ）
  - ⑦ その他（過去の実績報告書の提出状況）
- (2) 公開審査（発展事業支援コース、自治体との協働コース）  
プレゼンテーションにより審査します。

## 実績報告書の提出

- (1) 助成事業が完了した日から2ヶ月以内に、実績報告書を提出していただきます。なお、実績報告書の用紙は、助成決定通知の際にお送りします。実績報告書の提出がない場合、助成規程第18条(3)に基づき、助成金全額を返還していただきます。
- (2) 「発展事業支援コース」及び「自治体との協働コース」で助成を受けた場合、助成事業の終了後に、公開により開催する事業報告会に出席し、助成事業の成果を公開発表していただきます（平成25年7月開催予定）。
- (3) 実績報告書には、実施した事業の内容が分かる写真（デジタル撮影可）及び印刷物（事業に使用したパンフレット等）を提出していただきます。
- (4) 提出された実績報告書（ホームページ公開用）は、本基金のホームページで公開します。その他の書類も公表する場合があります。さらに、「100年後も… いきいき ふくしま うつくしま」のホームページにも事業実績が掲載される予定です。

## 助成金の給付

助成金の給付は、申請金額に基づく概算払いとし、助成先からの請求により、原則として平成24年4月中に銀行振込により一括給付します。  
申請金額に基づく給付のため、助成事業完了後に、給付済額が事業費総額に対する各コースの助成限度額を超えた場合は、限度額を超えた部分を返還していただきます。

## 助成金の返還義務

- (1) 次の場合はこれを公表し、助成金の全部又は一部を返還していただきます。
  - ① 偽りその他不正な手段により助成金の給付を受けたことが判明したとき。
  - ② 助成金を、対象事業以外又は対象経費以外に使用したとき。
  - ③ 実績報告書を提出しなかったとき。
  - ④ 助成の事業を中止したり、完了できなかったとき。
  - ⑤ 平成24年度以降の助成で、単価が20万円以上の物品を購入した場合において、当該物品が3年以上使用されなかったとき。
- (2) 「自治体との協働コース」において、協働する地方自治体で負担すべき予算が成立しなかった場合は、助成金の全部を返還していただきます。

## その他留意事項

- (1) 申請書は、助成先選考の際の審査資料となりますので、この募集要項に基づき、助成事業の計画に変更の生じることのないよう、十分に検討のうえ、作成してください。
- (2) 申請書の「4 助成金事業の計画」「6 組織等の状況」、「8 50万円以上の助成を受けた実績等」の各項目に添付する資料はそれぞれA4版1ページ以内とします。なお、2ページ以上の場合は、2ページ以降の添付資料は無効とします。
- (3) 次のような申請の場合は、助成の対象になりませんのでご注意ください。
  - ① 「3 事業期間」が1年を超える期間で記載されている場合（単価が20万円以上の物品の購入計画がある場合でも助成事業の事業期間が1年以内とします）。
  - ② 「8 50万円以上の助成を受けた実績等」において下記の場合。
    - ・「助成金の額」が90万円未満の金額で記載されている場合。
    - ・記載された実績を裏付ける事業の収支報告書が添付されていない場合。
    - ・実績を裏付ける事業が平成23年3月までに完了していない場合。

## 申請書の記載方法などに関する問い合わせ窓口

市民サポート組織（うつくしまNPOネットワーク）が、申請書の記載方法や申請に関するご質問にお答えいたします。

### 特定非営利活動法人 うつくしまNPOネットワーク

（連絡先） 〒963-8835 郡山市小原田2-19-19

TEL.024-953-6092 FAX.024-953-6093

【mail】 uketsuke@utsukushima-npo.jp 【URL】 http://www.utsukushima-npo.jp/

## 公益信託うつくしま基金事務局（申請書の提出先となります）

基金の申請書類のご請求がございましたら、以下の事務局までご連絡ください。 ※受領証は発行いたしませんので、簡易書留等のご利用をお勧めいたします。

### 東邦銀行 法人営業部 公益信託うつくしま基金事務局

（連絡先） 〒960-8633 福島市大町3-25

TEL.024-523-3131（代表）